

酒類販売業者の皆さま

**飲酒運転防止の努力義務に関する規定が
令和2年8月25日から施行されます。**

令和2年6月19日に公布された「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例」のうち、酒類販売業者及び従業員の責務に関する部分が、同年8月25日に施行されます(第22条)。

これまで、酒類販売業者の皆さまには、飲酒運転撲滅に関するポスター等の啓発文書を店内に掲示する努力義務のみ定められて課せられていましたが、啓発文書の掲示だけでなく、飲酒運転防止の措置を講じる努力義務も課せられました。

お酒を飲んだお客さんが
車で来店した・・・
運転して帰らないように
注意しなければ・・・

お酒を飲んだお客さんが
車で来店した・・・
運転代行の利用をすす
めてみようか・・・



購入したお酒を駐車場の
車で飲んで・・・
運転して帰らないように
注意しなければ・・・

購入したお酒を駐車場の
車で飲んで・・・
一晩ここに停めて帰る
よう言ってみようか・・・

**このようなときは、飲酒運転防止の措置を講じていただくとともに、
すぐに110番通報してください。**

**皆さまのご協力が、誰かの命を救います。
飲酒運転をゼロにするため、力を貸してください！**